

回答書

鳥取県キャッシュレス基盤提供事業者の公募に係る質問について、以下のとおり回答します。

番号	資料該当箇所	質問事項	回答
1	・募集要項 3 参加資格要件 ・募集要項 7 公募参加に係る書類の提出ー (1) 提出物及び提出部数	共同事業体での参加や再委託が必要となる際、「参加表明者」と「参加資格確認書」は代表事業者のみの提出でよろしいでしょうか。 もしくは、再委託など連携する事業者分の提出も必要になりますでしょうか。	共同企業体で参加される場合は、別途掲載する共同企業体用の「参加表明書」及び「参加資格確認書」並びに共同企業体結成に係る協定の写しを共同企業体の代表者のみが提出してください。 なお、共同企業体結成に係る協定については、別紙様式を参考にしてください。
2	募集要項 3 参加資格要件	本案件において、複数企業によるコンソーシアム形式での参加は可能でしょうか。	参加は可能です。
3	募集要項 9 企画提案書等の作成ー(2) 見積書の作成ーイ	「先行して利用開始した自治体等が不利益を被ることのない費用設定」とすることが求められていますが、この「不利益を被ることのない」状態の具体的な定義や、費用設定の公平性を判断する基準について詳細がありましたらご教示ください。	費用設定の公平性を判断する基準はありませんが、システム構築に要する費用等を先行自治体が実質的に負担するような場合を想定しています。
4	募集要項 9 企画提案書等の作成ー(3) 参考資料の作成ーア	初期費用と利用料の区分について見積額算定表(様式第6号)では初期費用と利用料(年額)に分けて算定するようご指示がありますが、この費用の区分について、どのような費用を初期費用に含め、利用料に含めるかの具体的なガイドラインがありましたらご教示ください。	ガイドラインはありませんが、初期費用はシステム設定費用やサービス開始前の準備費用を、利用料はサービス提供に必要となるランニングコストを想定しています。
5	募集要項 9 企画提案書等の作成ー(3) 参考資料の作成ーウ	地域通貨、地域ポイント、地域クーポンのそれぞれを個別に利用する場合の初期費用及び利用料(年額)が分かる資料の提出が求められていますが、これらがそれぞれ独立して利用されることを前提とした具体的な費用内訳の記載方法について、想定される自治体等の利用シナリオがありましたらご教示ください。	想定される自治体等の利用シナリオはありません。
6	募集要項 10 企画提案書説明会の実施	企画提案書説明会への参加にあたり以下ご教示ください。 ・1者あたりの参加上限人数 ・JV・再委託が許容される場合、主管事業者以外の関係者の出席の可否 ・現地・WEBの混同による実施の可否	・企画提案書説明会への参加は、会場の都合上、5名まででお願いします。 ・また、共同企業体の構成員や再委託先など、選定仕様書13(3)で提案する実施体制に含まれてい

			る者については出席可能です。 ・現地参加とオンラインのハイブリッド形式による提案は可能です。 なお、ハイブリッド形式に必要なパソコン等の機器・通信回線等についても提案者において責任を持って準備をお願いします。 ・なお、企画提案書説明会の場所は、鳥取県庁庁舎内（鳥取市東町1丁目220）を想定しています。
7	募集要項 10 企画提案書説明会の実施	プレゼンテーションの参加は何名まで参加可能でしょうか。また、現地参加とオンラインのハイブリッドの形式でも参加は可能でしょうか。	番号6の回答をご確認ください。
8	募集要項 10 企画提案書説明会の実施	プレゼンテーション時のご質問に対して詳細にお答えするため、システムベンダーのプレゼンテーション当日の参加は可能でしょうか。	システムベンダーが、選定仕様書13（3）で提案する実施体制に含まれている場合は出席可能です。
9	・募集要項 10 企画提案書説明会の実施 ・企画提案書作成要領 2 企画提案書作成上の留意事項－（7）	企画提案書説明会においては社名を伏せてご説明を行う想定でしょうか。	お見込みのとおりです。
10	・募集要項 10 企画提案書説明会の実施 ・企画提案書作成要領 2 企画提案書作成上の留意事項－（7）	プレゼンテーションの実演で社名が類推されてしまうサービス名が表示されてしまいますが問題ないでしょうか。	やむを得ず表示されてしまう場合であっても可能な限りの対応をお願いします。
11	募集要項 11 企画提案書及び見積額の評価、最優秀候補者の選定方法	評価委員会の構成者および評価人数をご教示ください（貴県関係部署役職者・参画検討基礎自治体における関係部署役職者・外部有識者等を想定しております）	公正・公平な審査を実施するため、構成員に係る情報の公表は控えさせていただきます。
12	選定仕様書 2 留意事項－（2）	「県が本システムの提供事業者（以下「本システム提供事業者」という。）を選定するものであり、本県と本システム提供事業者が契約を締結するものではなく、本システムの活用を希望する自治体と本システ	自治体等との利用契約は、企画提案書をもとに、自治体等と提供サービスの内容等を調整の上、締結していただくことになります。

		ム提供事業者が個別に利用契約を締結するものである」とあるが、キャッシュレス事業を検討している自治体それぞれと導入金額（弊社販売額）の調整をして契約となるのか、それとも提出時に提示する自治体ごとの費用内で契約していくこととなるのか。	
13	選定仕様書 2 留意事項－ (2)	契約はシステム事業者と基礎自治体が結ぶよう記載がありますが、本件の応札に際し、本システムの活用を希望する自治体である基礎自治体向けの見積提示が必要という認識にて相違ございませんでしょうか。	本公募において、活用を希望する自治体等向けの個別の見積提示は必要ありません。 見積書（様式第5号）及び見積額算定表（様式第6号）を提出してください。
14	選定仕様書 2 留意事項－ (2)	提供事業者が貴県及び貴県基礎自治体それぞれと契約する範囲（業務範囲）をご教示ください。	県はキャッシュレス事業者を選定するのみで、それに伴う契約は行いません。 選定仕様書及び企画提案書の内容をもとに、活用を希望する自治体等と選定事業者が個別に契約を行うものです。
15	選定仕様書 2 留意事項－ (3)	「全自治体による本システムの活用を確約するものではないが、県が市町村と協議の上で決定した「共同利用ビジョン」に記載のとおり、県内自治体共通の取組方針として、キャッシュレス基盤の必要性が生じた自治体は、原則、県が選定するキャッシュレス基盤を活用することとしている」とあるが、各自治体判断で他システムを導入できるケースはどのようなケースが考えられるでしょうか。	キャッシュレス基盤の活用は事業の目的や効果により各自治体が判断するものであることや、既に地域通貨等の取組を実施している自治体もある中で、選定したキャッシュレス基盤の活用を県が強制できないことから、全自治体の活用を確約できないことを示したものです。
16	選定仕様書 3 事業者を求めること－(1)	「本システム提供事業者の選定後、県は、県内自治体等を対象に本システムの説明会を開催予定であり、本システム提供事業者はこれに同席し、本システムの機能、内容等について説明すること。」とありますが、説明会の実施予定時期や回数はおきまりでしょうか。	説明会は提供事業者選定後速やかにオンラインで1回開催することを想定しています。 以降の開催については、提供事業者と調整の上、年1回程度の開催を想定しています。
17	選定仕様書 3 事業者を求めること－(1)	説明会は合計何回開催予定でしょうか。現在想定されている令和7年度～令和9年度中のスケジュールを仮で結構ですのでご教示ください。	番号16の回答をご確認ください。
18	選定仕様書 4 システムの要件	マイナンバーカードをお持ちの方のみを対象としている想定になりますでしょうか。	マイナンバーカードを持っていない方もデータ連携の対象となります。

	ー4.3 機能要件ー (2) パーソナル系 データ連携基盤との データ連携	か。	す。
19	選定仕様書 4 システムの要件 ー4.3 機能要件ー (2) パーソナル系 データ連携基盤との データ連携	現在は連携する手段や API はないですが、 開発することで実現できるということであ れば対応可能という判断でよいでしょう か。	パーソナル系データ連携基盤との データ連携開始(12月末頃)までに 実現できるのであれば、お見込みの とおりです。
20	選定仕様書 4 システムの要件 ー4.3 機能要件ー (2) パーソナル系 データ連携基盤との データ連携	パーソナル系データ連携基盤で発行した 「本人確認済 ID」について OpenID Connect 等による ID 連携を行い、個人の 紐付けができることや、パーソナル系デー タ連携基盤へデータ供給する仕組みの実 装については、本件応札にて費用提示する 認識であっておりますでしょうか。	本要件の実装に要する費用は、見積 額に含めてください。
21	選定仕様書 4 システムの要件 ー4.3 機能要件ー (2) パーソナル系 データ連携基盤との データ連携	マイナンバーカードの公的個人認証サー ビスは Personal-LINK 以外の使用は認め られないでしょうか。	キャッシュレス基盤におけるマイ ナンバーカードの公的個人認証サ ービスは、特に指定はありません。
22	選定仕様書 4 システムの要件 ー4.3 機能要件ー (2) パーソナル系 データ連携基盤との データ連携	「パーソナル系データ連携基盤において、 マイナンバーカードによる公的個人認証 機能を実装する」とありますが、受託事業 者が提供するシステム内(アプリ上)でも マイナンバーカードによる公的個人認証 機能を実装する必要はありますでしょう か。 上位のパーソナル系データ連携基盤で公 的個人認証サービスを実装する場合、下位 システム内での公的個人認証は不要にな るのではと考えております。 (機能要件一覧 No6 でも、「マイナンバー カードの公的個人認証サービスを用いた 本人確認ができること」と記載があるため 確認となります。	パーソナル系データ連携基盤は、本 人の同意に基づきデータ連携を行 いますが、利用者によってはデータ 連携を希望しないことも考えられ ることから、キャッシュレス基盤の システム内でも、マイナンバーカー ドによる公的個人認証機能を実装 する必要があると考えています。
23	選定仕様書 4 システムの要件 ー4.3 機能要件ー (2) パーソナル系 データ連携基盤との	Personal-Link で OpenID 連携することで、 マイナンバーカード認証された結果が取 得できるという認識でよいでしょうか。 もしくは、マイナンバーカード認証は個別 でできるようにしたうえで、その結果を提	選定仕様書 4 4.3 (2) ア及びイの とおり、いずれの要件も満たす必要 があります。

	データ連携	供するということでしょうか。	
24	選定仕様書 4 システムの要件 ー4.3 機能要件ー (2) パーソナル系 データ連携基盤との データ連携ーウ	「パーソナル系データ連携基盤上の他のサービス（アプリ）との間で API によるデータ連携を行い、他サービス（アプリ）で取得したポイント」と記載がありますが「他サービス（アプリ）で取得したポイント」とは具体的にどのようなポイントを想定しているかご教示いただきたいです。例えば、すでに県内の市町村独自で実装している地域通貨と連携し本システムのポイントに移行・変換するなどを想定していますでしょうか。	・自治体等が提供する健康アプリ等において、イベント参加や運動に応じて付与されるポイントなどが例として考えられます。 ・なお、既に実装してる地域通貨との連携は現時点では想定していません。
25	選定仕様書 4 システムの要件 ー4.3 機能要件ー (2) パーソナル系 データ連携基盤との データ連携 ウ	「他の複数サービスを連携させた処理が実施できること。」とあるが、PersonalLink がポイント連携の仲介を行うような共通仕様があってそれを使う想定になりますでしょうか。もしくは、個別で連携するための開発が必要となりますでしょうか。	・PERSONAL-LINK は ID 連携に使用し、データ連携は JP-LINK を使用します。 ・詳細は、選定仕様書の参考資料をご確認ください。
26	選定仕様書 4 システムの要件 ー4.3 機能要件ー (2) パーソナル系 データ連携基盤との データ連携ーウー参 考資料 1ー3 スライ ド目	自治体アプリは UAX-LINK を使用する想定でしょうか。	どのような自治体アプリを使用するかは各自治体の判断となります。
27	選定仕様書 4 システムの要件 ー4.4 非機能要件 ー4.4.4 SLAに係る 項目	提案が必須である SLA 項目（月間稼働率、オンライン応答時間、業務停止を伴う障害発生時の復旧時間など）について、県として求める最低水準や、過去の類似事業における実績値の参考情報はあるか。また、サービス対価の減額の積算方法について、県側の具体的な考え方がありますか。	SLA 項目について、県として求める最低水準や実績値の参考情報はありません。また、サービス対価の減額の積算方法についての考え方は定めていません。
28	選定仕様書 4 システムの要件 ー4.4 非機能要件 ー4.4.6 本システ ムの運用・保守ー (3) 問合せ対応ー ア	「電話、電子メール、専用フォーム等により、本システムの運用、操作等に関する利用自治体等職員からの問合せに対応すること」とあるが電話、電子メールの 2 種類による対応でも問題ないか。	「電話、電子メール、専用フォーム等」は問合せ方法の例示であり、電話・電子メールの 2 種類による対応でも問題ありませんが、評価の対象になります。
29	選定仕様書	問い合わせ対応は「平日 8:30～17:15」と	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

	4 システムの要件 ー4.4 非機能要件 ー4.4.6 本システムの運用・保守ー (3) 問合せ対応ー イ	なっておりますが、当社の勤務時間の関係上、「平日 8:40～17:15」と 10 分程度の時間短縮でご対応させてもらうことは可能でしょうか。	対応することが必要です。なお、問合せ対応の手法は問いませんが、評価の対象となります。
30	選定仕様書 4 システムの要件 ー4.4 非機能要件 ー4.4.6 本システムの運用・保守ー (5) その他ーア	自治体様要望によるアップデートやバージョンアップを行う際には、個別協議の上追加費用が発生する認識でよろしいでしょうか。	アップデートやバージョンアップに係る費用については、選定仕様書 4.4.6(5)アに記載のとおり追加費用が発生しないものと考えています。
31	選定仕様書 5 会議体運営ー (1)	定例報告会は自治体ごとに月1回開催するのではなく、利用自治体が一堂に会す月1回の定例を開催する認識で相違ありませんでしょうか。 また、定例報告会の開催に際し、「利用自治体“等”」のうち、“等”に該当想定する参加者をご教示ください。	・定例報告会は、利用自治体が一堂に会するのではなく、利用自治体等ごとに月1回程度開催するものです。 ・また、定例報告会の参加者は、自治体及び自治体と連携してキャッシュレス基盤を活用する商工会等の団体を想定しています。
32	選定仕様書 5 会議体運営ー (1)	定期報告会は選定の解除まで月1回程度開催する想定でしょうか。あっている場合、単年度ごとに開催頻度を協議する事は可能でしょうか。	定期報告会は、選定の解除までではなく、利用自治体等との利用契約の終了まで開催する想定です。
33	選定仕様書 6 研修・マニュアル作成ー(1)	「研修を実施するために必要となるシステム及び端末の設定や講師の派遣、対象職員数に応じたサポート要員の準備等、研修に必要となる一連の要素は費用に含めること」とありますが、研修は原則オフライン実施など決まりはございますでしょうか。	研修の実施方法等について、特に指定はありません。
34	選定仕様書 7 コールセンター 運營業務	コールセンターは市町村ごとにコールセンターの設置が必要になりますでしょうか。 市町村ごとにコールセンターを設置する場合、コールセンター費用は見積額算定表の市町村ごとの初期費用または利用料に含めることになりますでしょうか。 また、コールセンターや事務局は、鳥取県内に設置をする必要はございますか。	・コールセンターは市町村ごとに設置する必要はありませんが、コールセンターの設置・運営に要する費用は市町村ごとの初期費用又は利用料に含めてください。 ・また、コールセンターや事務局は鳥取県内に設置しなければならないものではありません。
35	選定仕様書 7 コールセンター 運營業務	「提案に当たっては、少なくとも、問合せ方法、問合せ受付時間、問合せ対応時間について記載すること」とあるが、問い合わせ	・利用自治体等職員の問合せ受付時間とコールセンターの問合せ受付時間とは、分けて考えてもかま

		せ対応時間については10時～16時のように自治体等職員の受付時間とは分けて考えてよい。またコールセンター人数については業務に支障をきたさなければ受託者の裁量で人数調整は可能か。	いません。 ・また、コールセンターの人数については、業務に支障をきたさなければ調整することは可能です。
36	選定仕様書 7 コールセンター 運営業務	利用者及び加盟店からの問い合わせ対応を行うコールセンター業務について、想定される問い合わせの発生頻度、ピーク時や夜間における対応の具体的な負荷状況について、参考情報をご教示ください。	コールセンター運營業務について、想定される問合せの発生頻度、ピーク時や夜間における対応の具体的な負荷状況に係る参考情報はありませ
37	選定仕様書 8 加盟店開拓・登録等業務	「見積額の範囲内で実施可能な加盟店登録に向けた周知・勧奨の方法、登録加盟店数の見込等について記載すること」とあるが、加盟店開拓においてどのくらいの自治体で本システムが導入される想定で費用計上すればよい。すでに構築後導入を予定している市町はありますか。	・本公募で提出いただく見積額は、価格点を評価するために便宜的に設定した仮定条件のもと提出いただくものです。加盟店開拓・登録業務においても、19市町村が導入し、人口の10%が利用するという仮定条件で費用を算出してください。 ・導入を検討している団体はあります。
38	選定仕様書 8 加盟店開拓・登録等業務	見積額の範囲内で実施可能な加盟店登録に向けた周知・勧奨の方法、登録加盟店数の見込を提案することとされています。現在、鳥取県内のキャッシュレス決済の普及状況や、想定される加盟店数について、参考となるデータや目標値がありますでしょうか。	本県のキャッシュレス決済の普及状況や、想定される加盟店数について参考となるデータや目標値はありません。
39	選定仕様書 9 資金管理・精算業務	「利用自治体等の原資等の管理」「加盟店に対する売上金の精算」については、自治体や加盟店に管理画面を提供してその便宜を計らうことで要求を満たすでしょうか。	資金管理・精算業務は、提供事業者が事務局（利用自治体等）に代わり、利用自治体等の資金管理や加盟店に対する売上金の精算を行うことを想定しており、管理画面の提供のみでは要求を満たさないものと考えます。 なお、原資等の管理方法や加盟店の売上金の精算方法については、指定はありませんが、評価の対象となります。
40	選定仕様書 9 資金管理・精算業務	利用自治体等の原資等の管理とは本地域通貨事業における原資の総額を共有いただき、事業に使われた額を定例報告会でレポートし残額や利用状況が把握できれば問題ないでしょうか。どのような管理を求	資金管理業務は、提供事業者が事務局（利用自治体等）に代わり、利用自治体等の資金管理を行うことを想定しており残額の利用状況が把握できるのみでは要件を満たさな

		めているか具体的にご教示ください。	いと考えます。 なお、原資等の管理方法について、指定はありませんが、評価の対象となります。
41	選定仕様書 9 資金管理・精算業務	資金管理・精算業務について、利用自治体等の原資等の管理方法、1 か月あたりの売上金の精算回数、精算時の振込手数料を提案することが求められていますが、自治体側で求める精算業務の頻度や、振込手数料に関する上限設定などの要望がありますでしょうか。	精算業務の頻度や振込手数料の上限設定などの要望はありませんが、評価の対象となります。
42	選定仕様書 10 個人情報の保護及び情報セキュリティポリシーの遵守－(2)	利用自治体等の情報セキュリティポリシーを遵守することが求められていますが、当該ポリシーの具体的な内容(公開可能範囲内)について事前に提示可能でしょうか。	利用自治体等のセキュリティポリシーは公表していない自治体もあるため、事前に提示することはできません。
43	選定仕様書 11 利用契約終了時の対応－(2)	「利用自治体等が提供を希望する保有データ」とございますが、具体的にどのようなデータ内容を想定されてますでしょうか？	他のキャッシュレスサービスへのデータ移行に必要なデータや購買履歴などを想定しています。
44	選定仕様書 13 その他－(3)	本提案の実施体制について、当社の本支店ネットワークの強みや顧客網を提案書に記載する予定です。プレゼン時の資料には社名が特定される記述は不可とのことですが、支店数や取引先数等の数字のみの記載は可能でしょうか。また、その他の頁でも社名が特定されない記述として、数値のみの記載により優位性を表現することは可能でしょうか。	会社名が特定、類推されなければ、問題ありません。
45	選定仕様書 13 その他－(3)	運用・保守、障害対応、加盟店開拓等の円滑な実施のため、県内に本店、支店、営業所、その他の事業所を有する事業者が参画していることが望ましいとされています。この「望ましい」条件が、技術点評価において具体的にどの程度考慮されますでしょうか。	個別の評価項目の具体的な評価に関する質問であるため回答できません。
46	機能要件一覧 3	「氏名(ニックネーム)、住所、生年月日、電話番号、メールアドレスなど、利用者が利用者アカウントを登録・管理できること。」とありますが、すべての項目が正確に必要となりますか。 利用者が利用者アカウントを登録・管理できることができれば良いということでは	・キャッシュレス基盤の適切な運用のため、すべての項目が正確であることが必要と考えます。 ・機能要件一覧2に記載のとおり、登録時に同一利用者の登録を排除できることが必要であり、単に利用者アカウントを登録・管理で

		ようか。	できればよいということではありません。
47	機能要件一覧 27	「加盟店において、機器の必要がない決済ができること。」と記載がありますが、加盟店で保有しているスマートフォンやタブレットを用いて、加盟店が利用者の QR コードを読み取って支払いを行う（CPM 決済）ことは問題ないでしょうか。	・本要件は任意項目であり、加盟店において機器が必要となる C P M 決済方式を提案いただくことは可能です。なお、加盟店に負担が生じる場合は、詳細を記載してください。
48	機能要件一覧 35	地域通貨等の広域利用について地域通貨、地域ポイント、地域クーポンについて、「複数の利用自治体等の連携による広域利用も可能なこと」とありますが、具体的に想定されている広域利用のユースケースや、必要な連携・ガバナンスの要件について詳細がありますでしょうか。例えば地域通貨において、ある自治体内の加盟店でしか使えないようにするものと県内の複数自治体内の加盟店にまたがり共通で利用できるものどちらも利用する認識であっておりますでしょうか。	・現時点で具体的な広域利用のユースケースや、必要な連携・ガバナンスの要件について詳細はありません。 ・なお、記載されている例示については、お見込みのとおりです。
49	・機能要件一覧 35 ・機能要件一覧 46	「地域通貨」「地域ポイント」「地域クーポン」は、それぞれ【固有の財源】や【固有の利用シーン】があるものと想定されます。例えば、下記のような主目的を想定します。 地域通貨：特定地域内での消費喚起を目指したい（例、プレミアム付き商品券事業など） 地域ポイント：特定のアクティビティを促進したい（例、健康増進活動、ボランティア活動など） 地域クーポン：特定の施策を推進したい（例、子育て世帯の経済負担軽減、観光客の誘致など） つきましては、自治体を跨いだ広域での活用や、ポイント種別を合算して決算することを許容するのは制度設計が複雑になる懸念も大きいかと思われます。 機能要件には自治体個別で加盟店登録を促す一文もあり、ユーザー目線でも混乱招く可能性がございます。 この辺りにつきまして、すでに何らかの制度設計・検討に着手なさっているものであれ	・将来的な構想として、経済圏等々の広域で利用可能な地域通貨等の発行を考えており、必須項目として設定しています。 ・また、地域通貨、地域ポイント、地域クーポンの合算による決済は、利用者の利便性に資するものとして任意の項目としています。 ・制度設計・検討はまだ行っていないですが、今後、広域での活用検討を行う利用自治体等の施策を勘案の上、利用自治体等、選定事業者と検討していくことを想定しています。

		ば、見解をご教示お願いいたします。	
50	機能要件一覧 37	こちらの要件の意図する内容をご教示ください。 同じプラットフォーム上で「鳥取市の地域通貨」、「米子市の地域通貨」など同じ地域通貨でも複数種類発行できるかという趣旨の要件でしょうか。それとも各自治体が自身で管理画面から追加作業を実施できるかという趣旨の要件でしょうか。	・本要件は、利用自治体等が、自身で管理画面等から、事業ごとに地域通貨、地域ポイント、地域クーポンの追加作業を実施できることを要件としているものです。 ・なお、選定仕様書 1 ページに記載のとおり、利用者の利便性等を考慮して、キャッシュレス基盤を自治体等が共同利用することを想定しています。
51	機能要件一覧 37	上記質問で後者の場合、「利用規約、よくある質問」「チケットに紐付く店舗のグルーピング」「チケット種別の設定」等その他にも多岐に渡り登録項目が多く利用者自身で登録するには負担が多いため、登録項目を自治体とすり合わせ、システム提供事業者で登録作業を行っていますが問題ないでしょうか。	システム提供事業者が登録作業を行うことは問題ありません。
52	機能要件一覧 41	予算残高の言葉の意味をご教示ください。 現在流通している地域通貨、地域ポイント、地域クーポンの総額のことを指しておりますでしょうか。それとも原資でまだ使っていない費用の総額を指しておりますでしょうか。	「予算残高」は原資でまだ使用していない費用総額のことです。
53	機能要件一覧 49	1コイン1円の記載は、コインと日本国通貨の変換レートの主旨を示したものと解してよろしいでしょうか。 また、加算時の最小加算金額単位に制限がございますでしょうか。（チャージ方法等により個別の定めがある場合は個別での定めも併せてご教示ください）	・お見込みのとおり、「1 コイン 1 円」の記載は、地域通貨と日本国通貨の変換レートを示したものです。 ・最小加算金額に制限はありません。
54	機能要件一覧 51	地域通貨の加算において、利用者支払型による加算方法として「銀行口座・クレジットカード・コンビニ ATM 等から指定する金額をチャージする機能があること」とありますが、これらのチャージ方法のうち、すべての対応が必須となりますでしょうか。	「銀行口座・クレジットカード・コンビニ ATM 等」はチャージ手段の例示であり、全てに対応しなければ、「対応不可」となるものではありませんが、評価の対象となります。
55	機能要件一覧 54	「決済時に、決済額に応じたポイントを付与できること」とありますが、ポイント付与は即時付与・後日付与はどちらを想定していますでしょうか。	ポイント付与のタイミングについて、特に指定はありません。
56	機能要件一覧55	1ポイント1円の記載は、コインと日本国通貨	・お見込みのとおり、「1 ポイント 1

		貨の変換レート的主旨を示したものと解してよろしいでしょうか。 また、加算時の最小加算金額単位に制限がございますでしょうか。(チャージ方法等により個別の定めがある場合は個別での定めも併せてご教示ください)	円」の記載は、地域ポイントと日本国通貨の変換レートを示したものです。 ・最小加算金額に制限はありません。
57	機能要件一覧64	最新技術についてブロックチェーン技術など新たなデジタル技術やデジタル公共財を活用したものであることとありますが、具体的にどの程度の深度でのブロックチェーン技術の活用が想定されておりますでしょうか。	・本公募は、新しい地方経済・生活環境創生交付金デジタル実装型TYPEVの関連事業であるため、新しいデジタル技術やデジタル公共財を活用している場合に評価対象とするものです。 ・詳細は同交付金の要綱等をご確認ください。
58	機能要件一覧	利用者、システム管理者、管理者アカウントの定義をご教示ください。(自治体職員、商工会、加盟店、住民など利用者が多く存在しているため)	・利用者は、仕様書2(6)に記載のとおり、キャッシュレス基盤を利用する県民等のことです。 ・システム管理者は、利用自治体等におけるキャッシュレス基盤のシステム管理者を指します。 ・管理者アカウントは、利用自治体等において管理者機能を利用できるアカウントのことです。
59	機能要件一覧	必須項目における機能要件は満たすことが前提とは思いますが、一つでも満たすことができない場合は参加資格はないという認識になりますでしょうか。それとも必須項目は提案時には備わっていなくとも将来構想として備えることができれば提案は可能でしょうか。また、その際の費用は今回の見積もりに含めるのか、別途費用として提案できるのかも教えていただけますでしょうか。	・機能要件を満たすことができない場合に参加資格要件を満たさなくなるものではありませんが、選定基準4(2)に記載のとおり、必須項目のうち一つでも、過半数の委員がE(要求水準を満たしていない、実現不可能)の採点を付けた項目があった場合は、失格となります。 ・提案時に要件を具備していない項目であっても、パーソナル系データ連携基盤とのデータ連携開始までに要件を具備することができる場合には、「対応可」として提案いただいて問題ありません。なお、要件具備に要する費用は今回の見積もりに含めてください。
60	その他	初年度からキャッシュレス基盤を利用する予定がある自治体数をお示しいただきたいです。	・令和7年度から利用を検討している団体はありますが、利用が確定しているものではないため、団体

		また今後利用される想定ユーザー数を、可能であれば年単位で数ヵ年分お示しいただきたいです。	数の回答は控えさせていただきます。 ・また、想定ユーザー数については、利用自治体等の施策によるところが大きいためお示しすることができません。
61	その他	各市町村が実際に利用開始する可能性があるのは令和何年度からでしょうか。	・令和7年度から利用開始する可能性があります。
62	その他	地域クーポンはどういった内容を想定しておりますでしょうか。(クーポンの種類、金額、利用用途など)	地域クーポンは、利用自治体等が主体となり発行するデジタル商品券を想定しています。種類・金額・利用用途などは利用自治体等の施策によります。
63	その他	貴県・各参画基礎自治体様への請求書発行の際、受注者に共同企業体となった場合に構成員それぞれから請求書発行がなされるフローが許容されますでしょうか。	・選定仕様書2(2)記載のとおり、本県は選定事業者と契約しないため、本県との関係では、ご質問のような状況は生じないものと考えます。 ・また、利用自治体等への請求書発行は、各利用自治体等との契約に基づくこととなりますが、利用自治体等の事務負担軽減に配慮いただきたいと思います。
64	その他	本事業における発行主体は鳥取県様または各自治体様が担われる想定でしょうか。	地域通貨、地域ポイント、地域クーポンは、各利用自治体等が発行主体となります。
65	その他	1年あたりの地域通貨やポイント、クーポンのそれぞれの発行数・発行額の想定数・想定額をご教示ください。	地域通貨、地域ポイント、地域クーポンの発行数・発行額は、利用自治体等の施策によるため、具体的な想定数・想定額は回答できません。
66	その他	今回プロポーザルの地域通貨サービスは全県統一サービスと理解しております。一方で、契約上は基礎自治体単位ということになっており、個々の地域通貨サービスは、基礎自治体ごとに、排他的に必要な認識です。つきましては、個々の基礎自治体の裁量で変更してよいサービスの立て付けにご想定がありましたら、お教えいただけますでしょうか。	キャッシュレス基盤に求めているコンセプトは選定仕様書に記載のとおりですが、個々の自治体等が施策に合わせてサービスを利用することを想定しています。
67	その他	共通の基盤であるキャッシュレス基盤とは別に、具体的な自治体にご利用いただく想定アプリ自体のリリース時期について、翌年度以降のリリースでも可能でし	今年度からキャッシュレス基盤の利用を検討している自治体等があるため、アプリ(ポータル)についても今年度中のリリースを考えて

		うか。(具体自治体が存在しない状態でのリリースは、運用コストが発生し貴県にとって不利益となる可能性があると認識しているため)	います。
68	その他	貴県及び本システムの活用を希望する基礎自治体のそれぞれがご負担いただく費用内容をご教示ください。(会議運営や加盟店開拓、コールセンター運營業務などの運用部分は県負担かを確認する主旨でのお伺いです)またキャッシュレスサービス基盤のランニング費用を県で負担する想定はありますでしょうか。	・選定仕様書2(2)に記載のとおり、県がキャッシュレス基盤提供事業者を選定し、キャッシュレス基盤を活用する自治体等が利用契約を締結します。 ・個々の自治体等が施策に合わせてサービスを利用するため、会議運営や加盟店開拓、コールセンター運營業務などの運営部分も含め、利用自治体等が負担するものです。 ・また、キャッシュレス基盤のランニング費用を県が負担することは想定していません。
69	その他	本案件における再委託に係る可否・禁止事項・注意事項をご教示ください。	選定仕様書2(2)記載のとおり、サービス利用型を想定しており、提供体制は問いません。
70	その他	2025年3月28日策定の「鳥取県データ連携基盤共同利用ビジョン」第2条第1項において示される住民向けアプリが仮に、地域通貨・地域ポイント・地域クーポンを具備するアプリのことを表現しているとする、参画する基礎自治体それぞれにユニークなアプリを個別にリリースすると解釈できますが、一方で「鳥取県キャッシュレス基盤選定仕様書」第1条で表現されている「1つのアプリケーションで複数の自治体の～(中略)～つながると考えている。」から解釈できる、本事業でリリースするアプリの数は1つである認識と乖離が発生すると考えています。 以上を踏まえ、本事業における「地域通貨・地域ポイント・地域クーポンを具備するアプリ」のユニークな個体数はいくつとなる想定でしょうか。	キャッシュレス基盤は1つのアプリを想定しています。